

議案第13号

令和4年度使用寒川町立小学校・中学校教科用図書の採択について

令和4年度使用する寒川町立小学校・中学校教科用図書を次のとおり採択する。

令和3年7月20日提出

寒川町教育委員会
教育長 大澤 文雄

令和4年度使用寒川町立小学校・中学校教科用図書一覧

別紙のとおり

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法律施行令第15条の規定により提案する。

参考

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取り扱いに関すること。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

○学校教育法 抜粋

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

令和4年度使用小学校教科用図書一覧

教科	種目	発行者の 番号・略称	教科書の記号・番号	書名
国語	国語	38 光村	国語 107・108・207・ 208・307・308・407・ 408・507・607	こくご一上かざぐるま、一下ともだち こくご二上たんぼぼ、二下赤とんぼ 国語三上わかば、三下あおぞら 国語四上かがやき、四下はばたき 国語五銀河、国語六創造
	書写	38 光村	書写 104・204・304・ 404・504・604	しよしゃーねん、二年 書写 三年、四年、五年、六年
社会	社会	17 教出	社会 303・403・503・ 603	小学社会 3、4、5、6
	地図	46 帝国	地図 302	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6年
算数	算数	17 教出	算数 106・206・207・ 306・307・406・407・ 506・606	しょうがくさんすう1 小学算数2上、2下、3上、3下、4 上、4下、5、6
理科	理科	4 大日本	理科 302・402・502・ 602	たのしい理科3年、4年、5 年、6年
生活	生活	38 光村	生活 111・112	せいかつ上 まいにちあたら しい せいかつ下 だいすき みつけた
音楽	音楽	27 教芸	音楽 102・202・302・ 402・502・602	小学生のおんがく1 小学生の音楽2、3、4、5、 6
図画工作	図画工作	116 日文	図工 103・104・303・ 304・503・504	ずがこうさく1・2上たのしいな おもしろ いな、1・2下たのしいな おもしろいな 図画工作3・4上ためたよ 見つけたよ 3・4下ためたよ 見つけたよ、図画工作 5・6上見つめて 広げて、5・6下見つめ て 広げて
家庭	家庭	9 開隆堂	家庭 502	小学校 わたしたちの家庭 科5・6
体育	保健	2 東書	保健 301・501	新しいほけん3・4 新しい保健5・6
外国語	英語	38 光村	英語 507・607	Here We Go! 5 Here We Go! 6
特別の 教科 道徳	道徳	38 光村	道徳 105・205・305・ 405・505・605	どうとく1きみがいちばんひかるとき どうとく2きみがいちばんひかるとき どうとく3きみがいちばんひかるとき 道徳4 きみがいちばんひかるとき 道徳5 きみがいちばんひかるとき 道徳6 きみがいちばんひかるとき

令和4年度使用中学校教科用図書一覧表

教科	種目	発行者の 番号・略称	教科書の記号・番号	書名
国語	国語	38 光村	国語704・804・904	国語1、2、3
	書写	38 光村	書写704	中学書写 一・二・三年
社会	社会 (地理的分野)	46 帝国	地理703	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
	社会 (歴史的分野)	46 帝国	歴史707	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
	社会 (公民的分野)	116 日文	公民904	中学社会 公民的分野
	地図	46 帝国	地図702	中学校社会科地図
数学	数学	17 教出	数学704・804・904	中学数学1、2、3
理科	理科	61 啓林館	理科705・805・905	未来へひろがるサイエンス 1、2、3
音楽	音楽 (一般)	27 教芸	音楽702・803・804	中学生の音楽1、2・3上、 2・3下
	音楽 (器楽合奏)	27 教芸	器楽752	中学生の器楽
美術	美術	116 日文	美術703・803・804	美術1 美術との出会い 美術2・3上 学びの実感と広がり 美術2・3下 学びの探求と未来
保健 体育	保健 体育	2 東書	保体701	新しい保健体育
技術・ 家庭	技術・家庭 (技術分野)	6 教図	技術702・703	New 技術・家庭 技術分野 明日を創造する、明日を創造 する技術ハンドブック
	技術・家庭 (家庭分野)	6 教図	家庭702	New 技術・家庭 家庭分野 くらしを創造する
外国語	英語	38 光村	英語705・805・905	Here We Go! ENGLISH COURSE1、2、3
特別の 教科 道徳	道徳	2 東書	道徳701・801・901	新訂 新しい道徳1、2、3

(仮称)寒川学校給食センターの整備に関する協定書

神奈川県公営企業管理者企業庁長 長谷川 幹男 (以下「甲」という。)と寒川町長 木村 俊雄 (以下「乙」という。)とは、(仮称)寒川学校給食センター (以下「当該施設」という。)の整備等について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が乙の要請を受けて寒川町の小・中学校における完全給食の実施及び食育に関する情報発信施設の整備に向けた施策を支援し、地域住民の福祉の増進を図るために実施する当該施設の整備、譲渡等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(整備施設の概要)

第2条 甲が整備する当該施設の概要は、次のとおりとする。

- (1) 施設概要 学校給食の調理及び食育に関する情報発信機能を備えた施設
- (2) 構造 鉄骨造3階建ほか 3棟
- (3) 敷地面積 4,447.32 m²
- (4) 延べ面積 3,711.21 m²

(整備の場所)

第3条 当該施設を整備する場所は、神奈川県高座郡寒川町宮山4018番地ほかとする。

(整備用地の取扱)

第4条 前条に定める整備用地は甲の所有地であるため、当該施設の完成後における用地の貸付については、甲乙協議の上、別途契約を締結するものとする。

(施設整備の時期)

第5条 甲は、当該施設について令和5年3月末日を目途に整備するものとする。ただし、施工上、困難な事由が生じた場合には、別途甲乙協議するものとする。

(当該施設の売買)

第6条 甲は、当該施設の完成後、速やかに当該施設を乙に売り渡すものとし、乙はこれを買受けるものとする。

2 当該施設の売買については、甲乙協議の上、別途契約を締結するものとする。

(売買価格)

第7条 当該施設の売買価格は、当該施設の工事費(建設工事費、工事監理費、整備に係る負担金、手数料、各種調査費及び委託費を言う。以下、同じ)に事務費(消費税及び地方消費税を除いた工事費に1%を乗じて得た額)を加えた額とし、金額については前条第2項による契約(以下「売買契約」という。)で定めるものとする。

(売買代金の納付方法)

第8条 乙が支払う売買代金は、期限を20年以内とする延納特約により、分割して甲に納付することができる。

2 乙は、前項を適用する場合には、利息を付して甲に納付するものとする。ただし、当該施設の引渡し時に売買代金の一部を即納金として甲に納付する場合は、その残金に対して利息を付するものとする。

3 前項の利率は、売買契約締結時点において、神奈川県公営企業資金等運用事業に関する規程(昭和41年神奈川県企業管理規程第4号)第3条第1項に定める標準利率に2分の1を乗じた利率を適用する。

4 延納代金の支払方法は半年賦元利均等償還方式とする。また、乙からの申し出により、甲は元金の償還について1年間の据置期間を置くことができる。

(延納特約の手続)

第9条 乙は、前条の規定に基づき売買代金の延納特約をする場合には、当該売買代金の延納に係る債務負担行為の議決を証する書類を添えて、延納申請書を甲に提出するものとする。

(引渡し前の施設の仮使用)

第10条 甲は、乙の申し出により、当該施設引渡しまでの間に供用準備等のため、当該施設の仮使用を認めることができる。

2 前項の仮使用に伴い発生する費用については乙が負担する。また、使用方法その他必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設整備に係る役割分担)

第11条 施設整備の実施にあたり、甲及び乙の役割分担は、別表のとおりとする。

2 前項に定めのない役割が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(成果物の著作権)

第12条 乙は、甲が当該施設の整備工事を実施するため必要な限度において、(仮称)寒川町学校給食センター建築設計業務委託に係る成果物(設計図書等)の著作権(著作人格権を除く。)を利用することを許諾する。

2 乙は、甲が当該施設の整備工事を実施するために必要な限度において、(仮称)寒川町学校給食センター建築設計業務委託に係る成果物(設計図書等)の複製、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることを許諾する。

(協力関係)

第13条 当該施設の整備を円滑に進めるため、甲及び乙は互いに協力するものとする。

2 当該施設の整備工事に付随して生じる地域住民等からの要望等については、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

(危険負担)

第 14 条 売買契約の締結前に、甲乙双方の責めに帰することができない事由により当該施設が滅失、毀損等した場合は、別途、甲乙協議するものとする。

(本協定の解除等)

第 15 条 甲及び乙は、本協定締結後、売買契約締結までに、乙が事由の如何にかかわらず当該施設を取得することが困難となった場合には、甲乙協議の上、本協定を解除するものとする。

2 前項の場合において、明らかに甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は本協定締結後、本協定を解除する日までの間において、甲が負担した第 7 条で定めた工事費及びその他工事中止等に伴い甲が負担したすべての費用に、同条で定めた事務費に準じて算出した金額を加え、甲に支払うものとする。

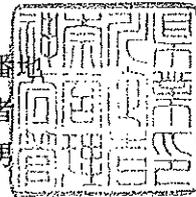
(疑義の取扱)

第 16 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を 2 通作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 7 月 12 日

甲 横浜市中区日本大通 1 番地
神奈川県公営企業管理者
企業庁長 長谷川 幹男

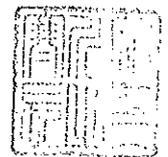


乙 高座郡寒川町宮山 165 番地
寒川町長 木村 俊雄



施設整備に係る役割分担表

甲	乙
<p>施設整備工事及び工事監理業務</p> <p>整備用地に関する土地の形質変更等手続業務及び調査業務</p> <p>工事中の道路通行に関する安全対策（交通誘導員の配置等）</p>	<p>備品購入及び厨房機器等の調達（機器据付設置に係る調整を含む）</p> <p>工事に関する関係諸官庁等手続業務</p> <p>工事に関する地域住民等への広報</p> <p>周辺施設利用者への必要な情報提供及び 多人数利用時の補完的安全対策</p> <p>施設整備に係る地域住民等との対応窓口</p>



学校教育施設の維持管理に係る包括的民間委託について(報告)

令和4年～7年までの3年間は、スモールスタート

小中学校施設の老朽化が進んでいますがメンテナンスが追いついていないため、包括的民間委託をすることで、民間のノウハウを取り込み維持管理することで長期的・計画的・効率的な小中学校施設の維持管理を行っていくこととなりました。本来は計画策定や・修繕等も実施したいがコロナ禍の影響から予算が限られており、必要最低限の内容としたスモールスタートとしたい。

【スモールスタート内容】

- ① 維持管理業務 ② 毎月の点検・巡回等結果報告書の提出 ③ 応急対応業務としたい。
- ※契約期間3年間に状況を見極め、長寿命化計画策定等の④計画業務や施設維持に必要な⑤修繕業務等を含めていく予定。

実施時期 令和4年4月～令和7年3月(想定) ※3年間

対象施設 小中学校8校

- 業務内容
- ① 維持管理業務(設備保守点検・清掃業務委託・樹木選定)
委託数：約30件 (教育施設に係る委託分)
専門業者による巡視・点検：8校×週1回(簡易な応急対応を含む)
 - ② 毎月の点検・巡回点検業務
(設備点検・修繕状況を網羅的に施設の状況を把握した内容)
 - ③ 応急対応業務
簡易な応急対応(巡視点検時に発見した不具合等)
突発対応：要望の受付(学校からの電話・メール等)、現地確認、その場でできる応急対応
- ※将来的に追加予定業務：④計画業務 ⑤修繕業務

町職員の役割

民間包括委託の監督としての役割を担い、報告書等により業務の確認を行っていく。
なお、大規模な修繕・工事等は今まで同様、町職員による設計・積算・発注としていく。

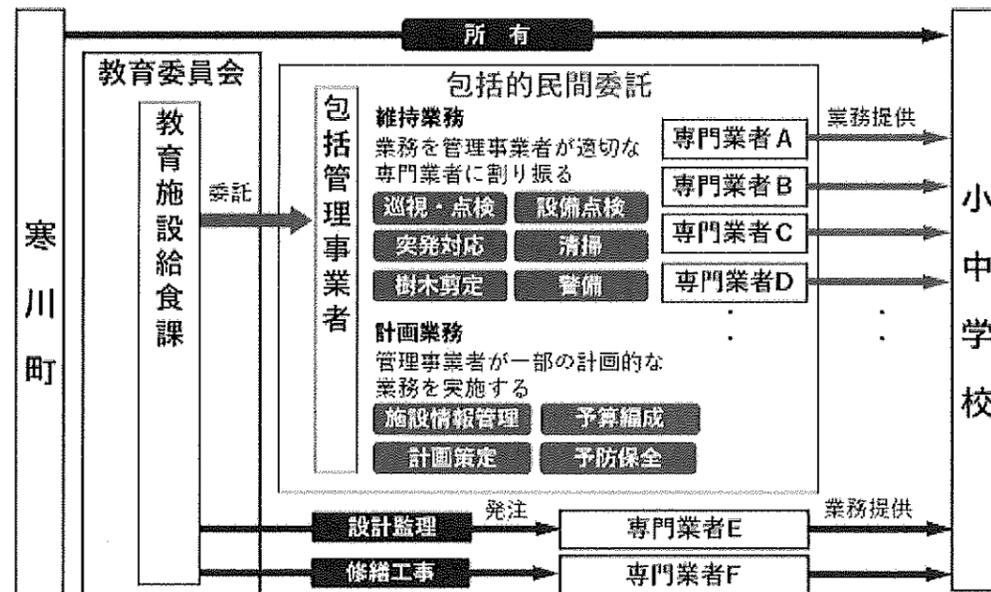
今後のスケジュール予定

令和3年9月頃	予算要求
	年内 業者選定(プロポーザル方式を想定)
令和4年3月～	契約
4月～	民間包括委託実施

現状のイメージ



包括的民間委託後のイメージ



事業計画の検討

この事業手法において、当町体制、対象範囲、委託業務内容、リスク分担、委託先の想定、契約期間の各項目について事業計画を検討した。(表3)

担当課である教育施設・給食課では、当面の間、現状の人員体制にて本事業を実施することとし、包括的民間委託により業務効率向上が実現できた段階で見直しを実施することとする。

業務の対象は8校とするが、予算や事務手続きの状況等によっては、8校のうち部分的な範囲とすることも検討する。

民間事業者への業務委託の際には、官民間でリスクを負う範囲を明確にすることが望ましい。各種リスクについて、最終的には当町が責任を負うこととなるが、委託する業務によって、民間事業者へリスクを分担させることが可能である。(※リスク分担表案は成果報告書を参照のこと)

委託先の民間事業者としてFM会社を想定することができる。事業範囲が広く、専門的であり、中長期的に対応できる会社は限られる可能性がある。個別業務が実施できる複数社のJVも委託先として可能性がある。

契約期間は一定の年数ごとに業務を委託し、契約内容を見直すこととする。公共上下水道における包括的民間委託の先行事例では3～5年程度であることや、当町の指定管理では5年を基本としていることを鑑みて、本事業においては3～5年程度を契約期間として想定する。

留意事項について

包括的民間委託を導入するにあたっては、協議会や地域住民等の意見から、行政側の体制、学校側との適切なコミュニケーション、地元事業者の参画といった留意事項が挙げられた。(表4)

実施に向けて

以上を踏まえて、維持・計画の業務を包括的に民間へ委託するために、公募や事業者選定に向けた手続きといった準備を開始する。

本検討事業では当初の予定通り検討を進めることができたが、コロナ禍の影響等により、次年度の予算確保が難しい状況となった。これにより、検討した全ての業務を直ちに包括的に委託することができない可能性もあることから、スモールスタートを視野に入れ調整を進めていくこととした。

具体的には、維持業務をまず包括的に委託することを検討する。(図3、表5)

将来的には、予算確保の進捗により、順次、計画業務を含んだ委託とし、最終的には修繕業務の発注支援を委託するところまでを含めた範囲としていくこととする。

(図4)計画業務の委託までには、必要な既存施設の調査等を実施する。

修繕や改修に係る設計や工事を含んだ業務を包括的に委託する場合には、地元事業者が参画できる形とするため、企業共同体や事業協同組合等への委託とするなどの仕組みを検討する。

以上。

表3：事業計画の検討項目

当町体制	当面、現状の人員体制とする。
対象範囲	町内の8校
委託業務内容	維持業務、計画業務、修繕支援業務
リスク分担	リスク分担表案による。
委託先の想定	FM会社とする。
契約期間	3～5年程度とする。

表4：留意事項

行政側の体制	発注側として一定の技術水準を担保するための人員確保が必要である。ただし、職員数を削減しなければVFMが下がらず、導入効果が見込めないため、職員数自体は将来的に削減する方向で検討する必要がある。人員削減は上層部への導入説明等、庁内合意においても必要である。 人事異動によって発注側のノウハウや知見が途切れてしまうことを防ぐため、適切な引継ぎができることも重要である。 維持管理を実施する民間事業者が適切に業務を遂行しているかモニタリングする仕組みについても検討が必要である。
学校側との適切なコミュニケーション	教育の現場で、日々学校施設を利用する教職員等からの問い合わせや要望に適切に対応することは重要である。そこで、学校側との適切なコミュニケーションをとるため、民間事業者が対応する際の連絡の受付手段や対応範囲などのルールを予め定めておく必要がある。また、相談窓口などを民間事業者へ実施させる仕組みについても検討が必要である。
地元事業者の参画	小中学校施設の維持管理業務を包括的民間委託とすることで、全国的な大企業による業務独占となり、これまで地域の産業を担ってきた地元の事業者の参画ができなくなるような状況は、望ましくない。そのため、包括的民間委託の中に、地元企業が参画できるような仕組みを導入することが重要である。
その他	民間への委託が実施された後、民間業者を装った不審者が校内へ入る事態も考えられる。児童生徒の安全のため、不審者には注意が必要である。 町内理解を得るため、SNSでの情報発信やワークショップ等といった地域とのコミュニケーションを図る施策を検討することも考えられる。

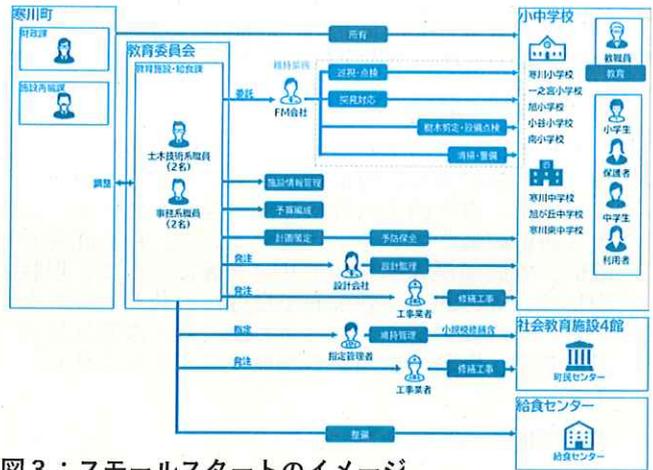


図3：スモールスタートのイメージ

表5：スモールスタートの委託業務内容

監視点検	施設の状態を把握するため日常的に見て回る
突発対応	学校からの報告などによる突発的な不具合の受付と対応
樹木剪定、消毒	樹木などの植栽剪定等により外構を維持する
設備点検	設備等の損傷、変形、その他の異常の有無を調査する
清掃	汚れを除去、予防することで仕上げ材を保護し、快適な環境に保つ
警備	鍵の管理などを行ない、施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する。

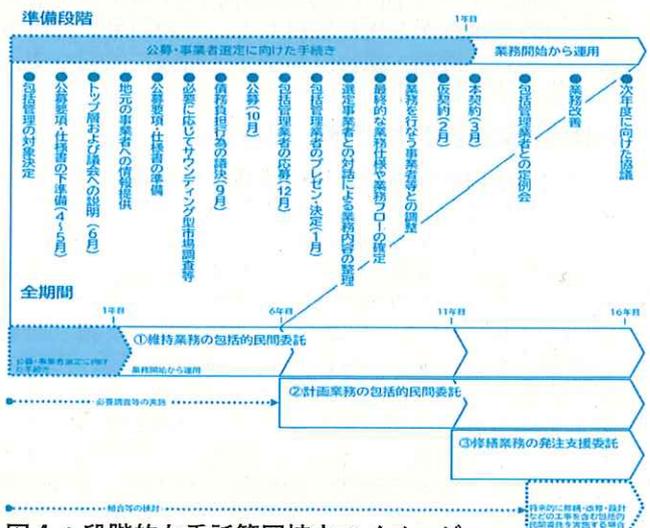


図4：段階的な委託範囲拡大のイメージ

町立小・中学校施設の包括的民間委託事業

イメージ

包括的民間委託

年次 令和2年度 令和3年度
2020 2021

事業手法の検討
事業具体化の
検討

文科省モデル事業（文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業）として、R2年度に検討を実施。

→計画・維持の業務を包括的に民間に委託する手法が望ましい結果。

令和4～6年度
2022～2024
(3カ年)

施設の維持管理
・修繕
・巡視点検
・委託集約

施設情報収集
(3カ年予定)

スモールスタート

小中学校施設における包括的民間委託を段階的に開始予定

令和7～10年度
2025～2028
(4カ年)

施設の維持管理
・修繕
・巡視点検
・委託集約

小中学校施設
調査台帳整備
※計画策定準備
(2カ年予定)

小中学校施設長
寿命化計画策定
(2カ年予定)

令和11～18年度
2029～2036
(4カ年+4カ年)

施設の維持管理
・修繕
・巡視点検
・委託集約

長寿命化対策工事
(8カ年予定)

令和19年度～
2037～
(4カ年ごと)

施設の維持管理
・修繕
・巡視点検
・委託集約

小中学校施設
改修・更新

計画内容の反映

町立小・中学校適正化等
計画策定



公共施設再編
計画

公共施設に 関わる計画等